

土砂災害防止法の一部を改正する法律が5月1日より施行されました。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、5月1日より施行されました。

背景

- ①岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の**天然ダム(河道閉塞)**が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ・ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶおそれ**
 - ・時々刻々と状況が変化し、**リスクの把握に技術力が必要**



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア (天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

課題

大規模な土砂災害が急迫している場合について

- ①住民に避難指示をする権限は**市町村**にあるが、技術力が不足し、**避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難**。このため、**国又は都道府県による技術的支援が必要**。
- ②**国と都道府県の役割や関与が不明確**。

法改正の目的

- ①大規模な**土砂災害が急迫している状況において**、**市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供**
- ②高度な技術を要する土砂災害については**国**、その他の土砂災害については**都道府県の役割や関与を法律上明確化**

概要

大規模な土砂災害が急迫〔天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り等〕

今回の追加事項

天然ダムや火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水(高度な技術を要する土砂災害)については**国**、地滑りについては**都道府県**が**緊急調査**を実施

緊急調査に基づき**被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)**を**市町村へ通知・一般へ周知**

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護